

大口町自主防災組織設置推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の生命、身体及び財産を地震風水害から保護するため隣保協同精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置推進を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(設置推進事業)

第2条 町は、自主防災組織の設置推進を図るため防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 自主的な防災組織の必要性を認識させ併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育
- (3) 自主防災組織の充実を図るための補助

(自主防災組織の規模)

第3条 自主防災組織の規模は、区長を置く行政区を単位とする。ただし、町長が、特に必要と認めるときは、行政区にとらわれることなく一つの自主防災組織とすることができる。

(自主防災組織の名称)

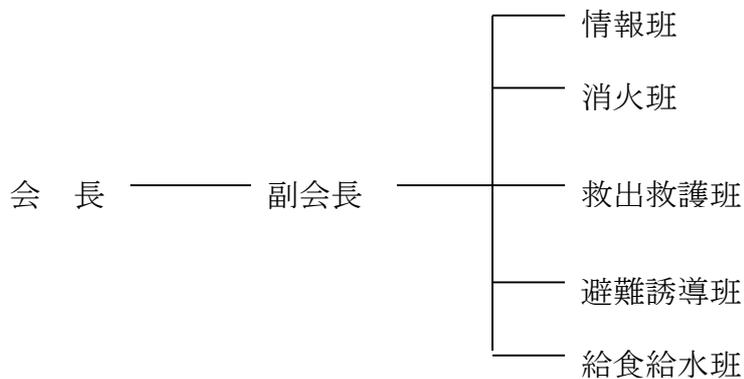
第4条 自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

(自主防災組織の活動)

第5条 自主防災組織においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及に関すること。
 - イ 防災訓練の実施に関すること。
 - ウ 火気使用設備器具等の点検に関すること。
 - エ 防災活動に必要な資機材の整備に関すること。
- (2) 災害時の活動

- ア 情報の収集、伝達に関する事。
 - イ 出火防止及び初期消火に関する事。
 - ウ 救出、救護に関する事。
 - エ 避難誘導に関する事。
 - オ 給食、給水に関する事。
 - カ 環境衛生に関する事。
 - キ 警戒宣言等の発令時における対策に関する事。
- 2 自主防災組織においては、その活動を効果的に行うため、あらかじめ具体的な防災計画を策定する。
- 3 組織の編成は次のとおりとする。



(規約)

第6条 自主防災組織設置にあたっては、目的や機構を明確にした自主防災会規約を定めるものとする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (昭和60年3月30日 大口町告示第13号)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。